



優良運転者表彰を申請される皆さんへ

令和6年度優良運転者表彰の表彰基準・申請要領は次のとおりです。
令和6年5月7日（火）までに申請して下さい。

養老地区交通安全協会

※優良運転者 表彰基準

種 別	(A)運転経験	(B)無事故	(C)無違反	表 彰 歴	その他
地区模範章	5年以上	5年以上	—	—	交通法令を良く守り、常に安全運転に心掛け、 人格、識見ともに優れた他の模範となる者 職業運転者又はこれに準ずる者 の中から選考する
模 範 章	10年以上	5年以上	—	地区模範章受賞	
優 良 章	15年以上	5年以上	—	模範章受賞後 2年以上 (R4年以前受賞)	
優 秀 章	15年以上	10年以上	—	優良章受賞後 2年以上 (R4年以前受賞)	
特別優秀章	20年以上	15年以上	—	優秀章受賞後 2年以上 (R4年以前受賞)	
交通栄誉章 (緑十字銅章)	—	10年以上	5年以上	優秀章又は特別 優秀章受賞	
管区局表彰	15年以上(一般) 10年以上(職業)	10年以上(一般) 5年以上(職業)	10年以上(一般) 5年以上(職業)	銅章受賞後 2年以上 (R4年以前受賞)	

被表彰者数に制限あり

※申請要領

表彰申請に必要な用紙は、分会の役員から受け取って下さい。

優良運転者表彰申請(調査)書及び無事故・無違反証明書交付申請書を受け取り、必要事項を正しく記入したうえ、交付手数料670円を添えて(但し特別優秀章以上は除く) 各地区の分会長を通じ、申請してください。

- 【注】
- (A)・(B)・(C)の期間経過年数の計算は、令和6年6月1日現在とし、表彰日(9月21日)まで無事故無違反を原則とします。
 - 表彰基準に達すれば、受賞後違反等があっても次の段階の上位表彰の申請ができます。
 - 県表彰(模範章以上)の運転経験年数の計算は、原付及び小特は除かれます。
 - 上位表彰は数に制限があるため、受賞される方のみに関係して分会より連絡がいきます。また選に漏れた方には、連絡がいきませんので御了承下さい。
 - 不明な点は協会事務局(養老警察署内) 電話 0584-32-0696 へお尋ねください。